

中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱

制 定 平成28年10月11日付け28農振第1355号
改 正 平成30年 2 月 1 日付け29農振第1813号
最終改正 平成31年 2 月 7 日付け30農振第2782号
農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 中山間地域所得向上支援事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年 6 月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年 6 月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 交付金は、収益性の高い農作物等の生産・販売等の取組を総合的に支援し、意欲ある中山間地域の農業者等の所得向上を推進することを目的とする。

(交付の対象及び交付率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第3の2に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が行う中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号生産局長及び平成28年10月11日付け28農振第1337号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）第3の1に定める下記に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で都道府県又は市町村に対して交付金を交付する。

- (1) 所得向上推進事業
- (2) 基盤整備
- (3) 施設整備等

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表の区分の欄に掲げる1から3までの事業に係る経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする都道府県知事又は市町村長は、管下の市町村で実施される第3の1に定める交付事業の(1)又は、(2)及び(3)を取りまとめて交付申請書正副2部を、地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 都道府県知事又は市町村長は、1の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係るが明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 地方農政局長等は、第5の1の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事又は市町村長に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8 都道府県知事又は市町村長は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更

を除く。

(3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 地方農政局長等は、1の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

- 第11 都道府県知事又は市町村長は、交付事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

- 第12 都道府県知事又は市町村長は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第3号の概算払請求書を地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

- 第13 都道府県知事又は市町村長は、交付事業に係る年度の各四半期（交付決定のあった日の属する四半期及び第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第4号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 1に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第14 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県知事又は市町村長は、交付事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 第5の2ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事又は市町村長は、1

の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第5の2ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事又は市町村長は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（2の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

- 第15 地方農政局長等は、第14の1の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事又は市町村長に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 2の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

- 第16 地方農政局長等は、第9の1の（3）の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 都道府県知事又は市町村長が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県知事又は市町村長が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県知事又は市町村長が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 地方農政局長等は、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2の規定による交付金の返還及び3の加算金の納付については、第15の3の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第17 都道府県知事又は市町村長は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第18 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 都道府県知事又は市町村長は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
 - 4 3の承認については、第17の2の規定を準用する。

(交付金の経理)

- 第19 都道府県知事又は市町村長は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、1の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して1の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 都道府県知事又は市町村長は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、1及び2に規定する帳簿等に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

- 第20 都道府県知事又は市町村長は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第9号による交

付金調書を作成しておかなければならない。

（間接交付金交付の際付すべき条件）

第21 都道府県知事又は市町村長は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第5から第20まで（第7を除く。）の規定に準ずる条件を付さなければならない。また、都道府県知事又は市町村長は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- （1）間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- （2）間接交付事業者は、（1）により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第10号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

- 1 この通知は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱の規定により交付された中山間地域所得向上支援事業交付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、平成31年2月7日から施行する。
- 2 改正前の本要綱の規定により交付された中山間地域所得向上支援事業交付金については、なお従前の例による。

別表（第３、第４及び第10関係）

区分	経費	交付率	軽微な変更
1 所得向上推進事業	事業費 実施要領第3の1の(1)に掲げる事業の実施に要する経費	定額	次に掲げる変更以外の変更 1 事業実施主体の変更
2 基盤整備	事業費 実施要領第3の1の(2)に基づいて行う事業に係る事業の実施に要する経費	定額（実施要領別紙2の第7及び別表3に掲げる交付率（定額、1/2、5.2/10、5.5/10、6/10、6.5/10、2/3、8/10以内））	次に掲げる変更以外の変更 1 事業実施主体の変更
3 施設整備等	（１）事業費 実施要領第3の1の(3)に基づいて行う事業に係る事業の実施に要する経費 （２）附帯事務費 （１）の事業のうち実施要領別紙3－1及び別紙3－2に係る事務費であって、都道府県や市町村等が事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費	定額（実施要領別紙3－1の別表に掲げる交付額算定交付率（4.5/10、1/2、5.5/10、2/3）、同別紙3－2の第4に掲げる交付率（定額、1/2、5.5/10、2/3以内）及び同別紙3－3の第7に掲げる交付率（定額、1/2、5.2/10、5.5/10、6/10、6.5/10、2/3、8/10以内）） 定額（1/2以内）	次に掲げる変更以外の変更 1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 （１）と（２）の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減

別記様式第1号（第5関係）

平成 年度中山間地域所得向上支援事業交付金交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道にあっては農林水産大臣、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合
事務局長

都道府県知事 氏 名 印
(又は市町村長)

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱第5の規定に基づき、金 円の交付を申請する。

記

- ## 1 事業の目的

- ## 2 事業の内容(又は実績)

- ### 3 経費の配分及び負担区分

区 分	交付事業に要する経費（又は交付事業に要した経費）	負 担 区 分				備 考
		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
1 所得向上推進事業	円	円	円	円	円	
2 基盤整備						
3 施設整備等 事業費 附帯事務費						
合 計						

- 4 事業の完了予定年月日（又は完了年月日） 平成 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

（１）収入の部

区 分	本年度 予算額 （又は本年度精算額）	前年度 予算額 （又は本年度予算額）	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国庫交付金 2 都道府県費 3 市町村費 4 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

（２）支出の部

区 分	本年度 予算額 （又は本年度精算額）	前年度 予算額 （又は本年度予算額）	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 所得向上推進事業 2 基盤整備 3 施設整備等 事業費 附帯事務費	円	円	円	円	
合 計					

予算議決（又は予算議決予定） 平成 年 月 日

6 添付書類

- （１）別表の区分の１に掲げる経費にあつては、別紙１の地区別事業内容及び配分表（所得向上推進事業）
- （２）別表の区分の２に掲げる経費にあつては、別紙２の地区別事業内容及び配分表（基盤整備）
- （３）別表の区分の３に掲げる経費にあつては、別紙３の施設整備等事業別配分等集計表
- （４）都道府県又は市町村長の交付金の交付に関する規程又は要綱

別記様式第2号（第9関係）

年度中山間地域所得向上支援事業交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長

都道府県知事 氏 名 印
(又は市町村長)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注１）したいので、中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱第９の規定に基づき〔、金 円を追加交付されたく（、金 円の減額承認を受けたく）（注２）〕申請する。

記 (注 3)

(注1) ○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

(注2) 金額の変更がない場合は〔 〕の部分を除くこと。

(注3) 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第3号（第12関係）

平成 年度中山間地域所得向上支援事業交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

官署支出官 地方農政局総務管理官 殿

北海道にあつては
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官、
東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあつては
官署支出官 地方農政局総務部長、
沖縄県にあつては
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長

都道府県知事 氏 名 印
(又は市町村長)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱第12の規定により、金 円を下記のとおり概算払により交付されたく請求する。

記

平成 年 月 日現在

区 分	交付事業に 要する経費	国庫交付金 ①	既受領額 ②	今回請求額		残 高 ①－(②＋④)	備 考
				金 額 ④≤①×③－②	〇月〇日迄 予定出来高 ③		
	円	円	円	円	%	円	
合 計							

(注) 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

事業着手年月日：平成 年 月 日
事業完了予定年月日：平成 年 月 日

別記様式第 4 号（第13関係）

平成 年度中山間地域所得向上支援事業交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
官署支出官 地方農政局総務管理官 殿

〔北海道にあつては
農林水産大臣
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官、
東北農政局、関東農政局及び、九州農政局にあつては
地方農政局長
官署支出官 地方農政局総務部長、
沖縄県にあつては
内閣府沖縄総合事務局長
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長〕

都道府県知事 氏 名 印
(又は市町村長)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱第13の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。
また、併せて、金 円を概算払により交付されたく請求する。

記

平成 年 月 日現在

区 分	交付事業に 要する経費 A	国庫交付金 ①	既受領額 ②	遂行状況報告		今回請求額		残 高 ①－(②+④)	備 考
				事業費 C=A×B	〇月〇日迄 の出来高 B	金 額 ④≤①×③－②	〇月〇日迄 予定出来高 ③		
	円	円	円	円	%	円	%	円	
合 計									

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

事業着手年月日：平成 年 月 日
事業完了予定年月日：平成 年 月 日

別記様式第5号（第13関係）

平成 年度中山間地域所得向上支援事業交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（ 北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長 ）

都道府県知事 氏 名 印
（又は市町村長）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱第13の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	交付事業に 要する経費 A	事 業 の 遂 行 状 況				備考
		平成〇年〇月〇日までに 完了したもの		平成〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費 C=A×B	出来高比率 B	事業費 A－C	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
合 計						

（注）1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

事業着手年月日：平成 年 月 日

別記様式第 6 号（第 14 の 1 関係）

平成 年度中山間地域所得向上支援事業交付金実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（ 北海道にあっては農林水産大臣、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合
事務局長

都道府県知事 氏 名 印
（又は市町村長）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業
について、交付決定通知の内容に従い実施したので、中山間地域所得向上支援事業交付金
交付要綱第 14 の 1 の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として中山間地域所得向上支援事業交付金 円の交付を請求す
る。）

記

（注） 1 記の記載様式は、別記様式第 1 号に準ずるものとする。

なお、間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合にあっては、記の
5（2）の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は
交付金調書の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更等承
認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費
以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

また、処分の制限を受ける財産の取得の有無にかかわらず、別記様式 8 号の財
産管理台帳を添付することとし、処分の制限を受ける財産の取得がなかった場合
は、同様式に財産の取得がなかったことを記載し添付すること。

3 交付要綱別表の区分の 3 に掲げる経費にあっては、記の 6 の添付資料に以下の
資料を併せて添付すること。

ただし、該当する支出があった場合に限り添付するものとする。

附帯事務費（別紙 4）

工事雑費（別紙 5）

別記様式第7号（第14の3関係）

平成 年度消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長

都道府県知事 氏 名 印
(又は市町村長)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった中山間地域所得向上支援事業交付金について、中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱第14の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の交付金の額の確定額
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した
消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、

その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第8号（第19関係）

財 産 管 理 台 帳

市町村（又は事業実施主体等）名

地区名		地区		事業実施年度		平成 年度		中山間地域所得向上支援事業交付金										
事業区分	事業の内容					工 期		経 費 の 配 分					処 分 制 限 期 間		処 分 の 状 況		摘 要	
	事業種目	事業実施主体	工種構造施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用年数	処分制限年月日	承 認 年月日	処分の内 容		
									国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他						
								円	円	円	円	円						
	計																	
	計																	
	合 計																	

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第9号（第20関係）

平成 年度
農林水産省所管

中山間地域所得向上支援事業交付金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
交付事業名	交付決定の額	交付率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫交 付金相当額	支出 済額	うち国庫交 付金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫交 付金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「交付事業名」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

別記様式第10号（第21関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付事業者〕 殿

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者の役職及び氏名

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別紙1(別記様式第1号、第2号及び第6号関係)

地区別事業内容及び配分表(所得向上推進事業)

整理番号	市町村名	地区名	事業内容	事業実施主体	経費の配分及び負担区分等							国庫交付金の精算		備考
					事業費 A	交付限度額 (1地区上限 500万円) B	負担区 分				間接交付事業者 への交付金の 交付完了年月日 G	既受領額 H	精算額 I	
							国庫交付金 C	都道府県費 D	市町村費 E	その他 F				
					円	円	円	円	円	円		円	円	
合 計					(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0		0	0	

- 1 「事業内容」欄には、実施する取組名(実施要領別紙1の別表の取組)を箇条書きに記入すること。
(例) 「・計画策定に係る調査・調整
・農産物の販売戦略の策定」 等
- 2 「事業実施主体」欄には、事業実施主体の名称を記入すること。
- 3 「経費の配分及び負担区分等」(「間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G」欄を除く)欄については、別記様式第2号及び第6号に添付する場合は、変更の有無にかかわらず前回までの交付決定の内容を上段に()書きし、今回提出の内容をその下段に記入すること。
- 4 「間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G」欄には、間接交付事業である場合に、間接交付事業者への交付金の交付が完了した日を記入するものとし、そのうち最終の交付完了年月日については「合計」欄の行にも記入すること。
- 5 備考の欄は、1行目に仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
また、2行目以降には受領した交付決定通知に関する通知日及び文書番号並びに交付決定区分を追記することとし、別記様式第2号に添付する場合は、さらに追加交付申請対象事業には『今回追加』と、変更対象事業には『今回変更』とそれぞれ追記すること。

別紙3(別記様式第1号、第2号及び第6号関係)

施設整備等事業別配分等集計表

実施要領 別紙区分	区 分	事 業 区 分	経費の配分及び負担区分等							国庫交付金の精算		備 考
			事業費	交付限度額	負 担 区 分				間接交付事業者 への交付金の 交付完了年月日	既受領額	精算額	
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他				
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	
3-1	事業費	地域連携販売力強化施設、農産物 集出荷・処理加工施設等の整備	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0		円 0	円 0	
3-1	附帯事務費	都道府県附帯事務費	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0		円 0	円 0	
3-1	附帯事務費	市町村等附帯事務費	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0		円 0	円 0	
3-2	事業費	鳥獣被害防止施設等の整備	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0		円 0	円 0	
3-2	附帯事務費	都道府県附帯事務費	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0		円 0	円 0	
3-3	事業費	収益性の高い農産物の導入、高付 加価値化・販売力強化	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0		円 0	円 0	
事 業 費 計			円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0		円 0	円 0	
都道府県附帯事務費計			円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0		円 0	円 0	
市町村等附帯事務費計			円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0		円 0	円 0	
合 計			円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0	円 (-) 0		円 0	円 0	

- 1 この事業別配分集計表の作成にあたっては、事前に、実施要領別紙3-1の事業にあつては交付要綱別紙3-1を、実施要領別紙3-2の事業にあつては交付要綱別紙3-2を、実施要領別紙3-3の事業にあつては交付要綱別紙3-3を作成し、その集計結果を記入するものとし、作成した交付要綱別紙3-1から別紙3-3を添付すること。
- 2 「間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G」欄の列には、交付要綱別紙3-1から別紙3-3の同欄の「合計」欄の行及び「都道府県附帯事務費」、「市町村等附帯事務費」欄の行に記載した最終の交付完了年月日を記入すること。また、「事業費計」欄の行及び「都道府県附帯事務費」、「市町村等付帯事務費計」欄の行に、それぞれ対応する最終の交付完了年月日を記入すること。
- 3 備考の欄は、仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

別紙3-1(別記様式第1号、第2号及び第6号関係)

地区別事業内容及び配分表(地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備)

整理番号	市 町 村 名	地区名	交付対象事業			事業実施主体	経費の配分及び負担区分等								国庫交付金の精算		備 考
			事業 番号	事業名	事業内容 及び 事業量		事業費 A	交 付 金 限 度 額		負 担 区 分				間接交付事業者 への交付金の 交付完了年月日	既受領額 H	精算額 I	
								交付額算定 交付率 ①	交付限度額 (千円未満 は切り捨て) B=A×①	国庫交付金 C	都道府県費 D	市町村費 E	その他 F				
							円		円	円	円	円	円		円	円	
合 計							(-) 0		(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0		0	0	
都 道 府 県 附 帯 事 務 費																	
市 町 村 等 附 帯 事 務 費																	
総 計							(-) 0		(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0		0	0	

- 1 「事業番号」欄には、実施要領別紙3-1別表の交付対象事業毎に番号を記入すること。なお、付番する番号は以下のとおりとする。
1:地域連携販売力強化施設、2:農産物等処理加工施設、3:農産物等集出荷貯蔵施設、4:高生産性農業用機械施設、5:農業集落道、6:小規模農林地等保全整備
- 2 「事業名」欄には、上記1の番号に該当する事業名を記入すること。
- 3 「事業内容及び事業量」欄には、整備しようとする施設等の規模、事業内容等について簡潔に記入すること。
(例)「地域連携販売力強化施設:1棟、500㎡」、「トマト処理加工施設:1棟、300㎡」、「農産物包装機械:1台」等
- 4 「事業実施主体」欄には、事業実施主体の名称を記入すること。
- 5 「事業費A」欄には、対象となる事業費の総額を記入すること。
- 6 「交付額算定交付率①」欄には、実施要領別紙3-1の別表に定める交付額算定交付率を記入すること。
- 7 「経費の配分及び負担区分等」(「間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G」欄を除く)欄については、別記様式第2号及び第6号に添付する場合は、変更の有無にかかわらず
前回までの交付決定の内容を上段に()書き、今回提出の内容をその下段に記入すること。
- 8 「間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G」欄には、間接交付事業である場合に、間接交付事業者への交付金の交付が完了した日を記入するものとし、そのうち最終の交付完了年月日については「合計」欄の行にも記入すること。
- 9 備考の欄は、1行目に仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
また、2行目以降には受領した交付決定通知に関する通知日及び文書番号並びに交付決定区分を追記することとし、別記様式第2号に添付する場合は、さらに追加交付申請対象事業には『今回追加』と、金額の変更対象事業には『今回変更』とそれぞれ追記すること。
- 10 「都道府県附帯事務費」欄には、都道府県附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取扱については実施要領別紙3-1及び「農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)の附帯事務費及び工事雑費の取扱について」(平成28年4月1日付け27農振第2343号農村振興局長通知)により定められていることに留意すること。
- 11 「市町村附帯事務費」欄には、市町村附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取扱については実施要領別紙3-1及び「農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)の附帯事務費及び工事雑費の取扱について」(平成28年4月1日付け27農振第2343号農村振興局長通知)により定められていることに留意すること。
なお、「間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G」欄の列には、8と同様に、間接交付事業者への交付金の交付が完了した日を記入すること。

別紙4 附帯事務費(別記様式第6号関係)

区 分	事 務 費	交 付 額	都道府県費	市 町 村 費	そ の 他	備 考
円 1 都道府県附帯事務費 人件費 給料 職員手当等 謝金 庁費 賃金 共済費 需用費 〇〇〇 〇〇〇	円	円	円	円	円	
2 市町村等附帯事務費 〇〇市 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 〇〇〇 〇〇〇 〇〇町 〇〇〇 〇〇〇 〇〇土地改良区 〇〇〇						
合 計						

- 1 本様式の作成に当たっては、実施要領別紙3-1の事業に係る附帯事務費と実施要領別紙3-2の事業に係る附帯事務費を区分して作成すること。
- 2 備考欄には、附帯事務費を要した交付対象事業について、様式別紙3-1又は様式別紙3-2の整理番号の欄に付番した番号を記入すること。

別紙5 工事雑費(別記様式第6号関係)

地 区 名	事業実施主体等	事業費	工事雑費	備 考
〇〇地区	〇〇市	円	円	
	〇〇土地改良区			
〇〇地区	〇〇土地改良区			
合 計				

- 1 本様式の作成に当たっては、実施要領別紙3-1の事業に係る工事雑費と実施要領別紙3-2の事業に係る工事雑費を区分して作成すること。
- 2 備考欄には、工事雑費を要した交付対象事業について、様式別紙3-1又は様式別紙3-2の整理番号の欄に付番した番号を記入すること。